

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………
……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…

告示

●東京都告示第千三十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月九日

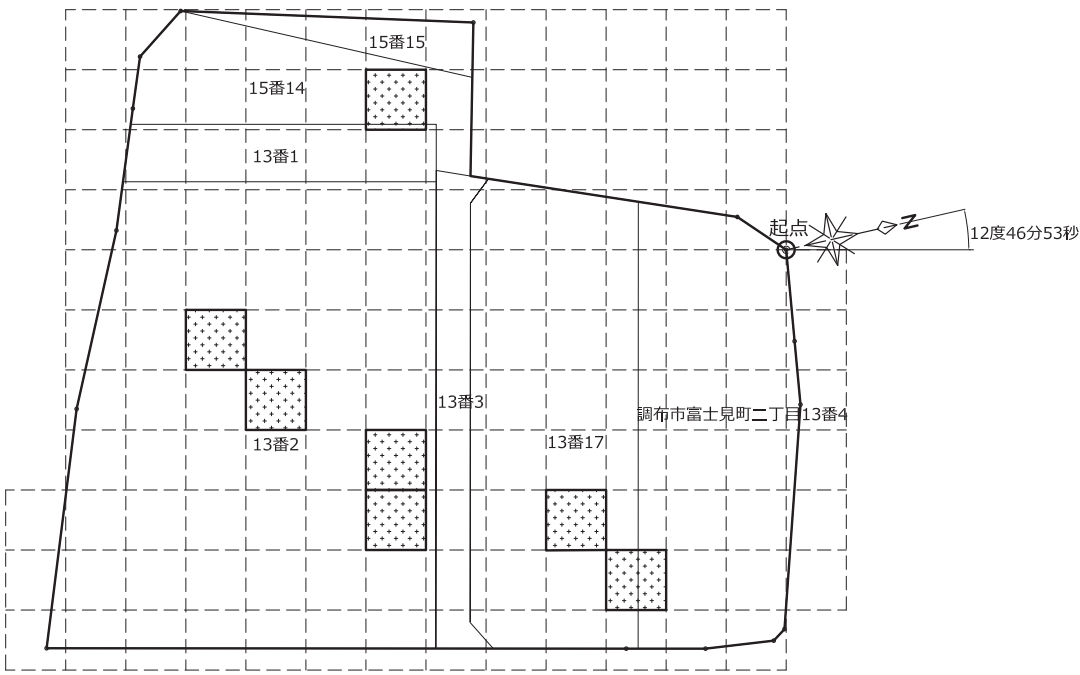
東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（調布市富士見町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン、ほう素及びその

化合物並びにふっ素及びその化合物
三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



〈凡例〉

- : 調査対象地
- : 筆境界
- - - : 単位区画
- : 要措置区域

〈起点〉
起点は、調布市富士見町二丁目13番4の最北端とする。

〈格子の回転角度〉（12度46分53秒）
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

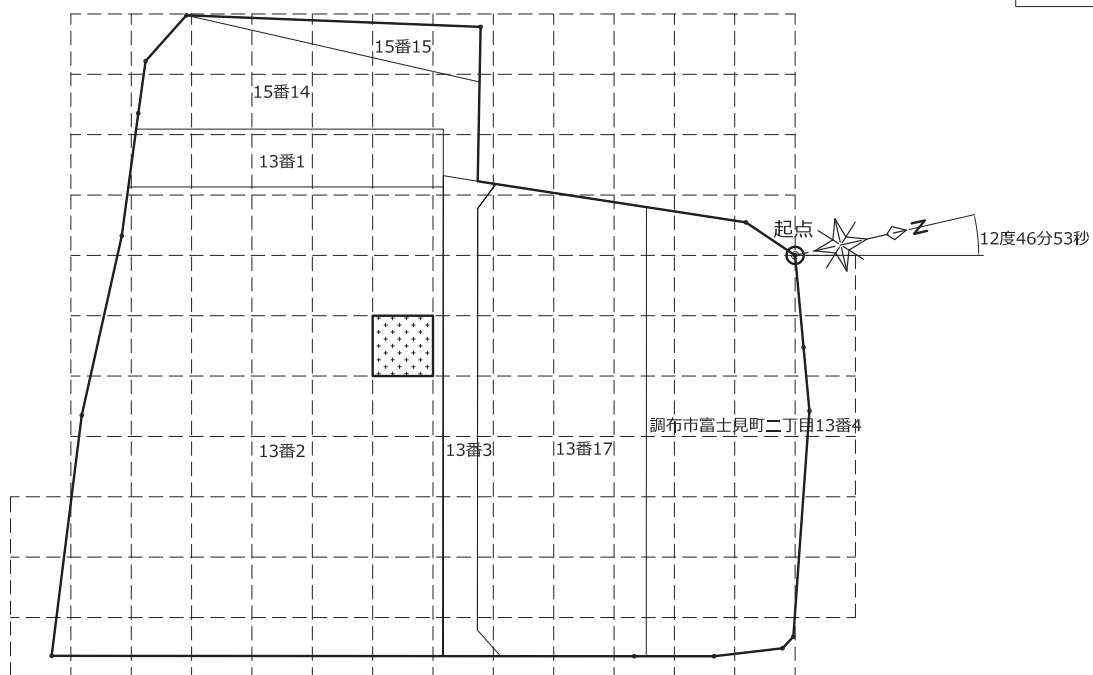
令和六年十月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（調布市富士見
町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 シアン化合物

別図



〈凡例〉

- : 調査対象地
- : 筆境界
- : 単位区画
- : 形質変更時要届出区域

〈起点〉

起点は、調布市富士見町二丁目13番4の最北端とする。

〈格子の回転角度〉（12度46分53秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号	101-0051